

町の跡継ぎさん応援！

「帰ってこいよ住宅」事業スタート

「現在親元を離れているけれど、いずれ親元に帰って仕事を継ぎたい」と意欲のある町の後継者を増やそうと、町は新たに一戸建て住宅を提供し、町内へのUターンを応援することになりました。その名も「帰ってこいよ住宅」事業。本年度一戸建て住宅4戸を新築、中古住宅1戸を取得しました。中古住宅は6月から、新築住宅は7月から入居受け付けの募集を始めます。早ければ今年8月中旬から入居可能。跡継ぎさんのお住まいをお探しの町民の皆さん、ぜひご活用ください。

どんな内容？

農業などの新規産業後継者として町に帰って来てもらいやすい環境を提供するため、住居を支援する家族向けの一戸建て賃貸住宅です。6月1日から申し込み書の配布を始め、7月1日（東町2丁目住宅は6月15日）から入居申し込みの受け付けを開始します。入居開始は8月中旬（東町2丁目住宅は6月下旬）を予定しています。

資格

入居の申し込み時点で、次に掲げる要件のすべてに該当する方が対象です。
 ①産業後継者として親の職業を継ぐ意欲があること、または既に後継者として従事していること。
 ②入居しようとする世帯の人数が2人以上（夫婦）いること。

選考基準

申し込み者が募集した戸数を上回った場合は、下記の順位で選考します。
 ①現在町外に居住し、他産業に従事している方。
 ②既後継者で、現在親と同居しているが、結婚等で親と同居することが困難な方。
 ③既後継者で、すでに町内の公営住宅等に居住し親と別居している方。
 ④その他産業後継者で住宅に困窮している方。

景観保全

住宅は従来の集合住宅型ではなく、一戸建て住宅です。入居する方は、より良い住宅環境を維持していただくために協定（景観協定）を結ばせていただきます。

募集の日程(予定)

◆東町2丁目住宅

①申込書配布	6月 1日(月)～	申込書配布場所は税務課収納室(役場庁舎1階4番窓口)
②申し込み受け付け	6月10日(水)～6月25日(木)	申込書配布場所は税務課収納室(役場庁舎1階4番窓口)
③入居決定	6月下旬	申し込み多数の場合、入居優先順位または抽選等で選考します。
④入居開始	6月下旬	入居開始日が変更になる場合があります。

◆西10号住宅

①申込書配布	6月 1日(月)～	申込書配布場所は税務課収納室(役場庁舎1階4番窓口)
②申し込み受け付け	7月1日(水)～7月24日(金)	申込書配布場所は税務課収納室(役場庁舎1階4番窓口)
③入居決定	7月下旬	申し込み多数の場合、入居優先順位または抽選等で選考します。
④入居開始	8月中旬	検査等により入居開始日が変更になる場合があります。

入居者負担額

下記のとおり、毎月の入居者負担額をご負担いただきます。

住宅区分	入居者負担額
中古住宅(東町2丁目、2階建て3LDK)	40,100円
新築住宅(西10号新栄団地、平屋建て4LDK)	43,000円
新築住宅(西10号新栄団地、2階建て4LDK)	49,600円



住宅の概要

現在建築中の住宅は、道産材を使用した庭付き一戸建て住宅です。

場所	敷地面積・間取り・戸数	建築年・構造	その他
東町2丁目10番 (商工業後継者向け)	・敷地面積 (1,045.55㎡) ・3LDK (85.05㎡) ・1戸	・昭和51年 ・木造2階建て(内外装リフォーム済み、ユニットバス)	駐車スペース有り
西10号北36番地 新栄団地内 (農業後継者向け)	・敷地面積 (750.34㎡) ・4LDK (89.8㎡) ・2戸	・平成21年 ・木造平屋建て(オール電化住宅、ユニットバス)	家賃のほかに電気暖房機、給湯器関係のリース料(月額約7,000円)が別途必要です(物置、カーポート付き)。
西10号北36番地 新栄団地内 (農業後継者向け)	・敷地面積 (430.2㎡) ・4LDK (137.6㎡) ・2戸	・平成21年 ・木造2階建て(オール電化住宅、ユニットバス)	家賃のほかに電気暖房機、給湯器関係のリース料(月額約7,000円)が別途必要です(車庫付き)。

その他 入居申し込み者または同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に該当する場合は入居することは出来ません。

敷金 家賃(入居者負担額)の3カ月分に相当する金額

連帯保証人 入居者と同程度以上の所得金額がある方2人



西10号住宅平屋建て
(農業後継者向け)



西10号住宅2階建て
(農業後継者向け)



東町2丁目住宅2階建て
(商工業後継者向け)

お問い合わせ 役場税務課収納室 ☎82-2111 (内121、122)